

入札保証金について

沖縄県財務規則第100条第2項第3号に該当する場合は、入札保証金を免除としますので、実績の有無を確認するため、地方公共団体等契約状況(※)を提出すること。

なお、提出期限等については、公告文(指名通知)又は MICE 推進課 まで確認願います。

沖縄県財務規則第100条第2項第3号に該当する業務

(①～⑤をすべて満たすこと)

- ①発注者:国(独立行政法人、公社、公団を含む)又は地方公共団体
- ②種類を同じくするもの:委託業務(建設工事に関連する設計、監理、調査業務等)
- ③規模を同じくするもの:契約金額
- ④実績とする業務:入札期日の2年前から「地方公共団体等契約状況」の提出時点までに業務を完了したもの
- ⑤件数:2件以上

注)1. JVの構成員(代表者以外)としての実績は、契約金額に出資比率を乗じた金額を実績対象金額とする。

2. JV代表者としての実績は、契約金額全額を実績対象金額とする。

【参考】沖縄県財務規則

(入札保証金)

第100条 令第167条の7(令第167条の13及び令第167条の14において準用する場合を含む。)の規定による入札保証金の率は、見積る契約金額(長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額)の100分の5以上とする。

- 2 前項の入札保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部を納めさせないことができる。
- (1) 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - (2) ~省略~
 - (3) 競争入札(建設工事に係る競争入札を除く。)に付する場合において、令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者で国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (4) ~省略~